

会場に来場する場合の主な持ち物

▼申告・相談の持ち物（〇印が付いている物が持ち物です）

持ち物	所得税の確定申告	市民税・県民税の申告	年金受給者申告相談会
（給与収入がある人）給与所得の源泉徴収票（原本）	○	○	
（公的年金等の収入がある人）公的年金等の源泉徴収票（原本）	○	○	○
（事業、不動産などの所得がある人）収支内訳書など ※収支内訳書などは、事前に計算・作成をしてください。	○	○	
（社会保険料控除を適用する人）国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の領収書または納付額のお知らせなど	○	○	○
（医療費控除を適用する人）医療費控除の明細書 ※明細書は、事前に計算・作成をしてください。領収書の添付または提示では医療費控除を適用できません。	○	○	○
（生命保険料控除、地震保険料控除を適用する人）控除証明書	○	○	○
（配偶者（特別）控除を適用する人）配偶者の所得が分かる書類	○	○	○
（障害者控除を適用する人）障害者手帳など	○	○	○
（その他の控除を適用する人）控除を証明する書類	○	○	○
マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類と身分証明書（運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの公的身分証明書は1点、顔写真のない公的身分証明書の場合は2点）	○	○	○
印鑑	○	○	○
（所得税の還付を受ける人）申告者本人名義の金融機関の預貯金口座番号が分かるもの	○	○	○
（前年に確定申告をした人）前年の確定申告書の控え、電子申告・納税等に係る利用者識別番号の通知書	○	○	○

※詳しくは、各申告・相談会の問合先にお問い合わせください。

申告会場に 来場する人は、 感染症対策に ご協力ください

自宅での申告書作成が難しい人向けに各会場が開設されますが、各会場は1日当たりの定員を設けるほか、手指の消毒や検温の実施、会場の待合室の人数制限などを実施します

ご来場の際は、マスクの着用や、大きな声での会話は控えるなど、感染症対策にご協力ください

体調が優れない人のご来場はご遠慮ください

検温により37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます

所得税の確定申告

所得税・復興特別 所得税の確定申告

申告が必要な人（例）
令和2年中に事業、不動産譲渡などの所得があり、所得合計額が所得控除の合計額を超える人

- 令和2年中の給与収入が2千万円を超える人
- 2力以上から給与をもらっている人
- 給与または公的年金などの所得があり、その他の所得が20万円を超える人
- 医療費控除などを申告することで所得税の還付を受ける人
- ※詳しくは国税庁ホームページなどを確認してください。

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)（土日・祝日を除く）
※会場に来場して申告する人は持ち物や場所など、次ページを確認してください。
※確定申告期間中は、藤枝税務署内では確定申告書などの作成指導は行いません。

問合先 藤枝税務署
☎641-0680

確定申告 電話相談 センター を設置します

確定申告について質問がある場合には、確定申告電話相談センターへ問い合わせてください。

開設日 2月16日(火)～3月15日(月)（土日・祝日を除く）
開設時間 午前8時30分～午後5時

受付相談内容
● 所得税および復興特別所得税について
● 個人事業者の消費税および地方消費税について
● 贈与税について
● 申告相談会場の所在地や開設時期について
● 申告書の送付に関することについて など

利用方法
税務署の電話番号（☎641-0680）に続けて、「0」を選択してください（自動音声により案内しています）

確定申告会場 への入場には 「入場整理券」 が必要です

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることがあります。

※入場整理券は、会場で当日配布しますが、LINEアプリを使えば、事前にオンラインです。LINEアプリをインストールし、ホームの画面で「国税庁」と検索するか、左の二次元コードを読み取って、友だち登録してください。



▲国税庁 LINE アカウント

会場

申告期間の会場は大変混雑します。確定申告は、ご自宅からの作成・送信ができるe-Taxによる申告や藤枝税務署への郵送などによる申告書の提出にご協力ください。なお、申告書は国税庁ホームページから作成できます。また、市民税・県民税の申告については、「住民税試算システム」によりインターネットで申告書を作成できます（電子送信はできません）。詳しくは、市ホームページを確認してください。

市民税・県民税の申告（焼津会場） 公的年金受給者の確定申告相談会場

市役所会議室棟 101 号室

開設期間 ● 市民税・県民税申告…2月16日(火)～22日(月)、3月2日(火)～15日(月)（土日を除く） ● 年金受給者相談会…2月24日(火)～26日(木)、3月1日(月)

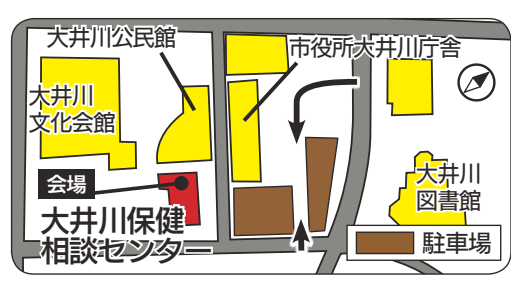
受付時間 両会場とも午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時
※市役所新庁舎建設工事のため、申告会場への動線が制限されています（工事箇所は通り抜けできません）。



市民税・県民税の申告（大井川会場）

大井川保健相談センター

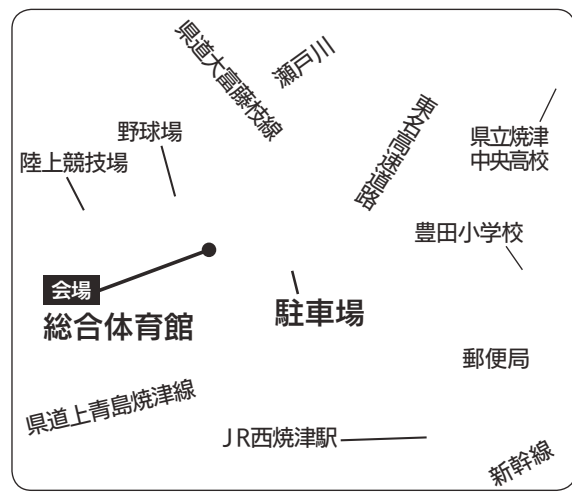
開設期間 3月4日(木)～15日(月)（土日を除く）
受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時
※駐車場は大井川庁舎駐車場を利用してください。



確定申告会場

総合体育館

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)（土日・祝日を除く）
受付時間 午前9時～午後4時
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。詳しくは、前ページをご覧ください。
※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。
※総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください（申告会場との取り次ぎはしません）。
※スリッパなどの内履きをお持ちください。



市民税・県民税の申告

申告が必要な人 令和3年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する人（所得税の確定申告をする人を除く）
● 令和2年中に事業、不動産譲渡などの所得があった人
● 日払いによる収入で、源泉徴収票がない人
● 給与所得者で、その他に所得がある人
● 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他に所得がある人
● 各種控除（医療費控除、社会保険料控除など）の適用を受けようとする人
● 令和2年中に収入がなかった人で、行政サービス（①国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減、②高額療養費自己負担額の決定、③国民年金保険料の免除、④保育料の決定、⑤児童扶養手当の支給、⑥就学援助費の支給、⑦自立支援医療の給付、⑧公営住宅の審査など）を受けようとする人

申告期間 ● 焼津会場：2月16日(火)～22日(月)、3月2日(火)～15日(月)（土日を除く） ● 大井川会場：3月4日(木)～15日(月)（土日を除く）
※会場により期間が異なります。詳しくは次ページの「会場」を確認してください。

焼津市 住民税試算システム

自宅で市民税・ 県民税申告書 を作成！

市民税・県民税申告書は、市ホームページの「住民税試算システム」で作成することができます。このシステムで作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して郵送などによりご提出ください。
※所得税の確定申告と異なり、電子送信はできません。

公的年金受給者の確定申告相談会

対象 令和2年中に公的年金等を受給し、所得税の確定申告が必要な人や還付を受ける人（源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受ける人など）
※公的年金等以外の収入がある人や税額控除（住宅ローン控除など）の適用を受ける人は、この相談会では受け付けできません。
※公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人は、追加する控除がある場合は、市民税・県民税申告（日程は「市民税・県民税の申告」を確認してください）に来場してください。
開設期間 2月24日(火)～26日(木)、3月1日(月)
定員 各日75人
※初日・2日目は混雑が予想されます。来場時期の分散にご協力ください。
問合先 課税課（市役所本館2階10番窓口） ☎626-12149 ☎626-12183

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告 申告書はインターネットで 作成できます

自宅で 確定申告書を作成！

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。また、マイナンバーカードと対応スマートフォンなどを持っている人は、スマートフォンから申告手続き（e-Tax）で送信することができます。



▲確定申告書等作成コーナー